

宮城県仙台三桜高等学校
部活動活動方針
(運動部及び文化部共通)

平成31年4月1日制定

令和5年4月一部改訂

【部活動活動方針の策定までの経緯及び趣旨】

部活動は学校教育活動の一環として、スポーツや文化に興味や関心を持つ同好の生徒が自主的・自発的に参加することにより、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、協調性、自主性等を涵養し、人間性や社会性を磨くことができるという教育的意義を持っている。

一方で、部活動における行き過ぎた指導や過熱化が問題となり、県教育委員会では、平成29年3月に部活動の適切な指導を徹底するため「部活動での指導ガイドライン【暫定版】」を策定した。平成30年3月にはスポーツ庁が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、同月県教育委員会は国のガイドラインに則り、「部活動での指導ガイドライン【暫定版】」をもとに「部活動の在り方に関する方針」として「部活動での指導ガイドライン」を策定し、顧問等の指導上の要点や留意点を「部活動指導の手引」としてまとめた。

以上を受けて、本校としての部活動の指導体制や運営方針を明確にし、生徒のバランスのとれた健全な成長と教職員のワーク・ライフ・バランスの実現を図るため、宮城県仙台三桜高等学校部活動活動方針（以下「本校方針」という。）を制定する。

目 次

1. 本校方針の目的等
2. 活動基準（各部共通）
3. 活動計画書の作成、承認、公表
4. 学校単位で参加する大会等の見直し
5. 合理的でかつ効率的・効果的な活動推進
のための取組
6. 活動環境の整備

1. 本校方針の目的等

(1) 生徒の心身の健全な成長

本校方針策定の主たる目的は、生徒の心身の健全な成長にある。については、成長期にある生徒一人ひとりが教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、休養及び睡眠等バランスのとれた生活を送ることができるよう配慮し、「部活動での指導ガイドライン」に倣って基準を示す。

(2) 教職員のワーク・ライフ・バランスの充実

近年社会的にも問題視されている教員の業務負担の軽減や長時間勤務の改善を図り、生徒一人ひとりの多様なニーズに応えられるようなゆとりを持った教育指導等を実現する。

(3) 本校方針の公表

毎年度本校方針等は本校ホームページへの掲載等により公表する。

(4) 本校方針の見直し

本校方針は毎年度見直しすると共に、疑義が生じた場合においては、都度関係者間において協議し、対処する。

2. 活動基準（各部共通）

（1）時間

平日は長くとも2時間程度とし、学校休業日（土日祝、長期休業等）の活動時間は3時間程度とするが、可能な限り短時間で効率的・効果的な活動を行う。但し、大会前などの学校休業日に、やむを得ず3時間を超える活動になった場合は、翌週を休養日にするなどして、身体的疲労の蓄積や学習と部活動の両立に配慮する。

（2）朝練習

原則禁止とする。但し、主要大会やコンクール等の開催前（以下「ハイシーズン」という。）等の特別の事情があると校長が認める場合には行うことができる。

運動部の実施可能期間は、高等学校総合体育大会に向けては、4月1日以後大会終了時まで、新人大会に向けては、開催日の1ヶ月前から大会終了時までとする。

文化部の実施可能期間は、各部毎の主要大会およびコンクール等開催日の1ヶ月前から大会終了時までとする。

なお、上記に関わらず、東北地区大会及び全国大会等へ進出した場合には、都度校長宛の活動申請を行い、校長が認めた場合には行うことができる。

(3) 休養日の確保

ハイシーズン等により週末に大会や練習試合に連続して参加した場合を考慮し、学校休業日のうち年間52日以上、平日のうち年間52日以上を部活動休業日として確保する。

また、部活動以外にも多様な活動が出来るよう休養期間（オフシーズン）を設ける。

3. 活動計画書の作成、承認、公表

(1) 部活動顧問は毎年度当初に、本校活動方針に則った年間の活動計画書(活動日、休養日、参加予定大会等の記載)を作成し、校長の承認を受ける。

(2) 部活動顧問は一定期間内(月単位や四半期ごとなど)の活動計画を部員および保護者に周知する。

4. 学校単位で参加する大会等の見直し

校長及び部活動顧問は、授業及び学校行事への参加を最優先に考えると共に、生徒の疲労等及び保護者の経済的な負担等を可能な限り少なくなるよう考慮し、参加する大会等を精選する。

5. 合理的でかつ効率的・効果的な活動推進のための取組

(1) 生徒の心身の健全な成長の確保

生徒の睡眠時間の確保、過度な練習によるケガの防止、トレーニング効果向上等の観点から休養を適切にとる必要があることを踏まえた活動を行う。

(2) 生徒の多様なニーズに応える

生徒の部活動による負担を軽減し、生徒の様々な能力の向上や部活動以外の様々な活動に参加する機会を設けられるよう配慮する。

6. 活動環境の整備

(1) 複数校による合同部活動

少子化により本校単独で特定分野の活動が出来ない場合には、複数校による合同部活動も考慮する。

(2) 設備等の整備

運営費等も踏まえながら、個々の部活動がより充実した活動がなされるよう設備等の整備に努める。

以 上